

広島県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によつて、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年四月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊藤歯科医院	三次市三良坂町三良坂七四六番一号	平成二〇年二月二九日
谷医院	東広島市黒瀬町乃美尾一六九二	平成二〇年二月二九日
あすなる薬局	尾道市御調町市一〇八番一号	平成二〇年二月二四日